

特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会という。英語名称は Conference of Okayama International NGO Network(COINN)と表記する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を岡山市奉還町二丁目2番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、国際NGO及びNPO間の連携を深め、関係機関及び県民との協力のもとに、国際理解・国際交流・国際体験・国際協力・国際支援・国際貢献活動等（以下「国際活動」という。）の推進を図り、もって国際社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第2条別表第9号（国際協力の活動）及び第17号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）の活動を行う。

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 会員間の連携・協働を促進する事業
- (2) 各種国際活動の推進を図る事業
- (3) 国際活動に関する内外の情報収集と提供事業
- (4) 会員間の情報交換、情報発信等の支援事業
- (5) 会員と他分野の民間団体、並びに行政機関、国際機関、企業・経済団体、教育機関等との連携を促進する事業
- (6) 研修・講演会等の開催事業
- (7) その他、協議会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人に、次に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員
　　本法人の目的に賛同して入会した国際活動を行う非営利団体
- (2) 賛助会員
　　本法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項のほか、理事会の議決によりその他の会員の種別および入会金、会費を定めることができる。

(入会)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の議決を得なければならない。

- 2 理事会は、前項の入会申込者が第3条に定める本法人の目的に賛同し、第5条に定める事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、理事会が第1項の入会申込者の入会を認めない場合は、速やかに、その理由を付した書面をもってその者にその旨を通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(退会)

- 第9条 会員で本法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 正当な理由なく、会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じず、理事会において今後も支払いの意思のないものと判断して退会と決議したとき
 - (3) 除名されたとき
 - (4) 会員である団体が解散したとき、又は会員である個人が死亡したとき

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において、出席理事の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。
- (1) この定款、若しくは総会又は理事会の定める規則に違反したとき
 - (2) 本法人の目的に反する行為をしたとき
 - (3) 本法人の名誉若しくは秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第12条 本法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 8人以上15人以内
 - (2) 監事 2人以上

(役員の選任)

- 第13条 正会員である団体を別に定める部会に分け、部会ごとに当該各団体の代表者又は代表者から委任を受けた者の中から次の役職者を互選し、総会の承認を経てこれらの者を本法人の理事とする。
- (1) 部会長 1人以上
 - (2) 副部会長 同上
 - (3) 幹事 同上
- 2 監事は、総会において、正会員である団体の代表者又は代表者から委任を受けた者の中から互選する。
- 3 監事は、理事又は本法人の職員と兼任することはできない。
- 4 理事の中から互選によって次の役職者を選任する。
- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 2人以内
- 5 前項に掲げるもののほか、理事の中から互選によって次の役職者を選任することができる。
- (1) 専務理事 1人
 - (2) 常務理事 1人
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌理する。
 - 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、会務を掌理する。
 - 5 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、並びに総会及び理事会の議決に基づき、業務の執行を行う。

(監事の職務)

- 第15条 監事は、次の業務を行うものとし、その執行にあたっては必要なときは、いつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 第1号、第2号の点について、理事に個別に意見を述べ、理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員によって選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会で弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
 - (3) その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

- 第19条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

- 第20条 本法人に、役員とは別に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
 - 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の構成)

- 第21条 総会は、本法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 正会員としての出席及び議決権行使は、その会員団体の代表者若しくはその代表者から委任を受けたその団体の構成員により行使する。

(総会の種別)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、理事長が務める。但し、第24条第2項第3号の請求があった場合において臨時総会を開催したときは、出席した正会員の中から議長を選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会においては、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会の議決は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもつて可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会における書面表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決権を行使する正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第45条の規定については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印し、これを本法人の事務所において永年保存しなければならない。

第6章 理事会

(理事の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の入会金及び年会費の額に関する事項
- (4) 会員の入会に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第15条第5号の規定により、招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長に支障があるときは、副理事長又は理事長の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することはできない。

(理事会の議決)

第37条 理事会の議決は、この定款に別に定めるものほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 3 前項の場合により表決権を行使する理事は、前2条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第39条 議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印し、これを保存しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品及び助成金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(收支予算及び決算)

第43条 本法人の事業計画及び收支予算は、総会の議決を経て定める。但し、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

- 2 収支決算は、事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書の写しを添えて総会において承認を得なければならない。
- 3 会計の決算上、余剰金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第44条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会において、正会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を得、かつ法第25条第3項の規定による「軽微な事項に係る定款の変更」を除き、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の「軽微な事項に係る定款の変更」を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届けなければならない。

(解散)

第46条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 本法人の解散のときに有する残存財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人又は民法第34条の規定により設立された公益法人に帰属するものとする。但し、選任する法人は、総会が本法人の目的に類似すると認めるものの中から選ぶものとする。

(合併)

第48条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所に掲示するほか、官報においてこれを行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第50条 本法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、必要により事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 理事は職員を兼務することができる。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(備え付け書類等)

第51条 本法人は、主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 本法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度に関する以下に掲げる書類を作成し、これらをその翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(1) 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び收支計算書

(2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載）

(3) 役員名簿に記載された者のうち、前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面

(4) 正会員のうち10人以上の者の氏名（その名称及び代表者氏名）及びその住所

(閲覧)

第52条 会員、その他の利害関係者から前条に掲げる書類、定款、認証、若しくは登記に関する書類の写しの閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

第11章 雜則

(委員会)

第53条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るために、理事会の議決のもとで委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は事業を遂行する。

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. 本法人の設立当初の役員並びに役職は、第13条第1項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立日から2005年6月30日とする。

理 事 長	三宅正勝	(岡山ユネスコ協会)
副理事長	津島孝宏	(アジアの教育支援の会)
副理事長	日名多津子	(加茂川町国際化推進組織)
専務理事	橋本徹浹	(岡山ユネスコ協会)
理 事	武智秀夫	(岡山日独協会)
理 事	時實達枝	(世界女性会議岡山連絡会)
理 事	淺田伸彦	(こくさいこどもフォーラム岡山)
理 事	岡本俊則	(津山国際交流の会)
理 事	青木真須美	(アムネスティ倉敷)
理 事	大西秀明	(カンボジアの村を支援する会)
理 事	早津聰子	((社) 大学婦人協会岡山支部)
理 事	浦上典江	(岡山日本語センター)
理 事	花房宏平	(岡山国際文化交流会)
理 事	吉岡 誠	(岡山青年国際交流会)
理 事	谷 智仁	(青年海外協力隊岡山県〇V会)
理 事	橋本信子	(おかやま女性国際交流会)

監 事	田中一宏	(公認会計士)
監 事	富阪幸子	(司法書士)

3. 本法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立日から2005年3月31日までとする。
4. 本法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 正会員

入会金 5,000円
(但し、旧会則で加入済み団体は除く)
年会費 5,000円

(2) 賛助会員

個人年会費一口 5,000円一口以上
団体年会費一口 10,000円一口以上